

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 令和元年7月18日(木)
開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 2時50分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 大 山 泰 光
管理部長 大 竹 陽一郎
学校教育部長 筒 井 道 広
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
学校教育部参事兼学務課長 礪 野 護
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
教育総務課長 齋 藤 太 郎
指導課長 大 野 等
保健体育課長 八重樫 勝 伸
総合教育センター所長 小 林 英 俊
青少年課長 加 藤 宏 之
郷土資料館長 牟 田 重 実
文化ホール館長 高 橋 頼 子
青少年センター所長 大 谷 泰 彦
社会教育課長補佐 鈴 木 靖 弘

5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項
陳情第1号 金杉台中学校存続を求める陳情について

第3 報告事項

- (1) 令和元年度第1回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－（素案）」の答申について
- (3) 令和元年度全国高等学校総合体育大会の出場について（市立船橋高等学校）
- (4) 成年年齢の引き下げに伴う成人式の対象年齢の検討について
- (5) 第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）策定の進捗状況について
- (6) 令和元年度青少年キャンプ及び船橋市・津別町青少年交流等について
- (7) ホタル観賞会の実施報告について
- (8) 学校プールの開放事業について
- (9) プロ野球経験者による硬式野球教室について
- (10) 第19回縄文コンテンポラリー展 in ふなばしについて
- (11) （仮称）船橋市立塚田第二小学校開校準備委員会について
- (12) 令和元年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (13) 令和元年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (14) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

6月20日に開催しました教育委員会会議6月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、4名の方より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、報告事項（１１）については、船橋市教育委員会会議規則第１２条第１項第５号に、報告事項（１２）及び報告事項（１３）については、同附則第１２条第１項第４号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第７条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項（１４）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

資料本冊１ページをご覧ください。

陳情第１号について審議に入ります前に、船橋市教育委員会会議規則第２７条に「会議において必要があると認めたときは、教育長は請願をした者に対し出席を求め、指定した会議の席でその趣旨を述べさせることができる」と規定しております。

つきましては、陳情をした者に対し、会議への出席を求めるか、お諮りいたします。

ご意見お願いいたします。

【鎌田委員】

陳情者の金杉台中学校の大変深い思いは理解できます。

しかし、これまでに開催された地域説明会において寄せられたご意見等につきましては、事務局より逐次詳細な報告を我々は受けております。この陳情の願意と理由について読ませていただきましたが、これまでも報告を受けている内容と同等と私は思いますので、陳述を求めるには及ばないと考えます。

いかがでしょうか。

【教育長】

いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

それでは、これより陳情第1号の審議に入ります。

本陳情につきましては、平成31年3月23日に開催しました第2回船橋市立金杉台中学校に関する地域説明会におきまして、陳情者より836人分の陳情署名とともに提出されたものです。内容につきましては、既にご確認いただいていることと存じます。

これより意見開陳に入りますが、いかがでしょうか。

【佐藤委員】

意見開陳の前に、ちょっと確認したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

【教育長】

はい、どうぞ。

【佐藤委員】

まず、願意前段に、金杉台中学校を存続させることを前提としたということが書いてはありますが、これ、今までもいろいろ議論はある中で、教育委員会として、どのような検討をして、どのような審議をしたかというのを、ちょっと今、また再度確認をしたいと思いますが、事務局のほうでちょっと確認できますでしょうか。よろしくお願いたします。

【教育総務課長】

平成29年8月に改訂されました船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針では、金杉台中学校のように単学級が継続的に発生することが予測される場合、通学区域の変更、弾力化、統合等も視野に入れまして、望ましい対応策の検討を始めることとされております。

よって、この基本方針に基づきまして、金杉台中学校の適正化につきましては、子どもたちの教育環境整備の観点から、統合を含めた検討が望ましいというご意見を、30年2月定例会でいただいたところでございます。

以上です。

【佐藤委員】

それでは、30年2月の定例会でそういうお話があった以降、金杉台中学校の生徒数

や学級数等、変化の状況があるかどうか、また今後の推移に関して何か変化があるかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

【教育総務課長】

今年度、今年の5月1日現在、金杉台中学校の生徒数は、1年から3年生まで合計で58名でございます。また、学級数は、それぞれ1クラスの計3クラスであります。

これが現在ですが、今後の推計では、令和5年度まで、生徒数は1学年15人から20人程度で推移いたしまして、全校生徒数は60名前後だと推計しております。

その後は減少し、令和8年度には50人を割り込み、令和13年度には各学年の生徒数が1けた、合計25名の推計が出ております。また、クラス数は、それぞれ1クラスの単学級が続く推計です。

以上です。

【教育長】

ほかにございますか。

【小島委員】

陳情の理由のところにある根拠、統合の根拠が不十分というふうなご指摘があるのですが、一応この会議の中でもいろいろと根拠については説明もありましたし、委員からも意見いろいろあったかと思うんですけども、それちょっと、今の段階で、もう一回整理していただけますでしょうか。お願いします。

【教育総務課長】

統合根拠ということなのですが、確かに小規模校は、一般的に一人一人の学習状況を把握でき、きめ細かな指導が行いやすい、あるいは意見や感想を発表できる機会や、リーダーを務める機会が多くなり、また、運動場などが余裕を持って使えるといったメリットがあるとされています。

しかし、一方では、学級数が少ないことによる学校運営上の課題で、クラス替えができない、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、男女比の偏りが生じやすい、部活動の種類が制限されるなど、教育指導上、多くの課題があります。

よって、金杉台中学校を統合することにより、一定の規模の生徒集団、教職員集団を確保することで、教育環境の整備が図られることを説明してまいりました。

以上です。

【教育長】

小島委員、よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問ございますか。

【鳥海委員】

確認にもなりますけれども、私のほうからも、陳情の後半のところ、広く住民の方との意見交換をすることを願うとございましたが、私の認識では、これまで意見交換重ねてきているかと思うんですけれども、ちょっとその状況を、改めてお願いします。

【教育総務課長】

これまでの取り組みということですが、過去、教育委員会会議でご報告させていただきましたとおり、平成29年秋から金杉台中学校の関係者に現状のヒアリングをさせていただいたのを皮切りに、これまで考える会を3回、保護者説明会を1回、地域説明会を2回開催させていただきました。

以上です。

【教育長】

鳥海委員、よろしいですか。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

こちらからの説明ということではなくて、その説明、話し合いの場で、住民の方側からの意見を幾つか、どういうものがあつたか教えてください。

【教育総務課長】

地域説明会では、会場からは、統合には反対であるというご発言が多く出されました。一方、当日回収しましたご意見等記入用紙には、統合の方向性は妥当と考えるが、廃校後の施設利用計画を検討していただきたい、あるいは、防災拠点とするほかに、活用方法がないのか、子どもたちの立場で考える必要がある、御滝中学校を含む学校の生徒への説明や意見を聞いてほしいなど、さまざまなご意見もございました。

以上でございます。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

【教育長】

ほかにご質問はございますか。

【鎌田委員】

鳥海委員に関連してですけれども、今後住民の意見交換がなされるということは、どういうご予定なのか、教えていただければと思います。

【教育総務課長】

先ほど申し上げましたとおり、地域説明会当日にいただいたご意見等記入用紙では、さまざまなご意見をいただいていることから、今後の取り組みといたしましては、地域の自治会連合会との意見交換会や、金杉台中、御滝中学校の在校生の保護者の方、あるいは今後両校へ進学する可能性のある小学生の保護者の方へ意見聴取を検討しており、引き続き広く地域の皆様のご意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【教育長】

一応、皆さんご質問終わりましたけれども、ほかにもしご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより意見開陳に移ります。

委員の皆様それぞれのご意見をお願いしたいと思います。

順番、佐藤委員からよろしいですか。では、佐藤委員、よろしく申し上げます。

佐藤委員から順番に。

【佐藤委員】

それでは、意見を述べさせていただきます。

私たちは多分、何度もこの話はいろいろと、いろんな場所で意見交換をしたり、また協議をしたりしてきたと思います。そのとき、いつも私たちが忘れちゃいけないのは、子どもたちの可能性、未来に向けての可能性であるということを常に考えてやっていきましょうという話はしてきたと思っています。

もちろん、小規模校で子どもたちの未来がなくなっているわけではありませんが、大規模というか、小規模校でないことにすることによって、開かれる道というのもたくさんあるということが、事実だとは考えています。そういう意味では、金杉台中学校の統合というのはやむを得ないことかなと、むしろ子どものことを考えると、絶対そうすべきことなんじゃないかなということを、そういうふうに私は思っています。

ただ、この陳情の中にある理由の2のように、地域住民が、学校がなくなるということはどういうことなのかというのは、ここにも書いてありますけれども、懸念されることがいっぱいあるとは思っています。そういう意味では、教育委員会だけではなくて、今、私が思いつく限りで言うと、例えば自治振興課ですとか商工振興課と、これも含め

て、教育委員会が少し先頭に、先頭というよりも、そちらの市長部局のほうにも相談するような形で、どのような形の地域を盛り上げていくかというのを検討してもいいのかなというふうには思っています。

それと、この理由の3の中にあります、いわゆる地域住民、学校が一体となって子育てをするというのも、まさに大切なことで、私の知っている限りでは、青少年の環境を良くする市民の会は、たしか金杉台中学校と御滝中学校の連合で多分やっているんじゃないかと思うんですけども、そういった人たちがまた力を合わせて、まさに御滝中学校周辺の、本当に子どもたちをみんなで見守っていく新しい地域、ふるさをつくっていくという、そういうつもりで、地域の皆さんに頑張ってもらえればなど。それに対しては、教育委員会も全面的に応援をしていかなきゃいけないのかなと思っています。

最初に申し上げたとおり、陳情に関してはちょっと受け入れられないところはありませんけれども、理由の部分では、まだまだこれから話し合いも含めて必要ですし、やっていかなきゃならないことというのは、まだ我々にもあります。ただ、子どもたちのことをまず考えたいと、そういう気持ちが一心で、一応意見です。

【教育長】

ありがとうございました。

それでは、小島委員、お願いします。

【小島委員】

私も佐藤委員とほぼ同じ意見になるかと思うんですけども、やはり今の推計を聞きますと、あと立地の特殊性を考慮すると、なかなか存続方向での検討というのは、今の段階では難しいのかなというふうには、私としては考えています。

そういう意味で、もちろん意見交換、これからも引き続き続けていくことは本当に大事なことです。その中で、また何か道が開けるような形で何かできることが大事だとは思いますが、この陳情に対しては、ちょっとこれにお応えすることはできない、不採択の方向ということで、私としては考えております。

以上です。

【教育長】

鳥海委員、お願いいたします。

【鳥海委員】

私も、基本的には同じ立場でございます。

個人の意見を言わせていただければ、学校って、友達が多ければ多いほどいいわけ

ですし、いろんな可能性があればあるほどいいということを考えると、規模が小さくなり過ぎるとするのは、実は救いが少なくなることも考えられます。学習ということ考えたところで、一番学力がつくのは友達に教えることですし、あるいは、学力低下が一番補うのは、実は教えるの上手な同級生ですし、そういった友人というのは、私たちが考える学校規模の中では、大きいことに大きな問題はない、そういう範疇で考えられていると思いますし、また、基本的には、歩み寄りの難しい中間案のないところですので、どちらかに決めなければいけないときに、私の個人の考えはそうだとということと、もう一つは、やはりこういう場合には、船橋市の学校規模・学校配置に関する基本方針というのから外れてはいけないわけで、そこにのっとった考え方ということを考えると、同じように今回の陳情、賛同するわけにもいかないという立場でございます。

ただ、反省するのは、ここに書かれている方たちの思いの立場になれて議論してきたかということは、市も我々教育委員会に関わる人間たちも、やはり反省すべきところがあるだろうなど、学校を愛する方たち、目の前に住んでいる方たち、そういう方たちのどれだけ立場になってものを語ってきたかということは、もう一度反省しながら、耳を傾け、また、話し合いを進めていくべきだと思います。

以上です。

【教育長】

鎌田委員、お願いします。

【鎌田委員】

各委員おっしゃることと、私もほぼ同意見なんですけれども、今後も存続を前提とするところが妥当かどうかということ、それはノーではないかというふうに、不採択というのは仕方がないかなというふうに考えます。

あと、佐藤委員がおっしゃったことにも近いのですけれども、学校がなくなると、金杉台団地自体の活力も失われて、これまでの色々な関係が失われてしまうのではないかなというところも、確かに心配はそのとおりだと思います。私も、訪問先で、建築の分野の研究や教育をやっているもので、いろいろな各地の廃校舎利用とか活用とかというようなことに携わることが多いのですけれども、他市の事例を見ても、もし学校でなくなったとしても、もしですよ、仮に学校ではなくなったとしても、ほかの公的施設、市民協働による皆さんでの運営とか、いろいろな例があります。ぜひそういう中で、市民協働として学校区で培ったコミュニティー力といいますか、コミュニティーをフルに活用し、教育委員会のほうは、そういう方向も含めて、地域のご意見を聞くようにしていただければというふうに思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

金杉台中学校の現状や、そして今後の生徒数のさらなる減少という推計結果を聞いてみますと、子どもたちにとって望ましい教育環境は何かということを考えましたときには、少なくとも存続することが前提ということは困難であると言わざるを得ないと思っております。このようなことから、統合ということにつきまして、きちんと考えていかなければならない時期に来ているのかなと考えているところでございます。

ほかには、今、4人の委員さんの意見の中にもありましたけれども、地域や保護者の方々に理解を得られるように、今後も丁寧に検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

ほかに、補足などはよろしいでしょうか。

それでは、これより挙手によって採決したいと思います。

陳情第1号、金杉台中学校存続を求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第1号につきましては、不採択とすることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、管理部、報告願います。

【管理部長】

それでは、報告事項(1)令和元年第1回船橋市議会定例会についてご報告させていただきます。

本冊の資料の5ページをお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、令和元年第1回市議会定例会の会期でございます。

令和元年5月30日から7月3日までの35日間で開催されました。

次に、議案等についてでございますけれども、こちらは教育委員会関連でございます。

議案については1本ございました。議案第14号、船橋市立八栄小学校給食用厨房備品物品供給契約の締結についてというものが、市長提案の関係議案でございます。

この件に関しましては、4月26日に開催いたしました教育委員会会議4月定例会で、それからあと、報告事項といたしまして、4月定例会ではまず報告事項としまして、そ

の内容についてご説明いたしました。それから、5月20日開催の5月定例会では、議案提出に伴い、意見聴取としてご審議をいただいているものでございます。

そのほかに、教育委員会に関係する陳情が2件ございました。

続いて、(3)、こちらにつきましては、議案等に関する主な質問事項等でございます。この市長提案の議案に関する質疑につきましては、6月6日、この本会議で行われまして、2名の議員より質問がございました。

続きまして、6ページをお願いいたします。

この6ページから11ページに関しましては、一般質問ということで6月10日から6月14日の5日間で行われまして、21人の議員より質問がございました。内容等についてのご質問は、また後ほどお願いしたいと思います。

それから、ページをおめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

7月3日でございますけれども、こちらにつきましては、市長及び監査員からの報告に対する質疑ということで、1名の方よりご質問がございました。

次に、13ページをお願いいたします。

(4)各委員会及び本会議採択結果ということで、文教委員会に関するものでございます。

最初にまず議案でございます。議案第14号についてでございますけれども、こちらは、まず文教委員会で採択が行われまして、全会一致で可決すべきものと決しました。また、本会議でも同様に、全会一致で可決に至っております。

次に、陳情でございます。陳情第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する陳情、こちらにつきましては、文教委員会で採決が行われまして、全会一致で可決すべきものと決しました。また、本会議でも同様に全会一致で可決に至っております。

続いて、陳情第5号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する陳情でございます。こちらにつきましても、同様に文教委員会で全会一致可決、それから、本会議でも同様に全会一致で可決に至っております。

なお、参考までに申し上げますと、この陳情2件に関しましては、船橋市議会から国の関係大臣あての意見書といたしまして、新たに発議案が提出されまして、全会一致で議決されたということを申し添えさせていただきます。

令和元年第1回定例会の報告は以上でございます。

【教育長】

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

11ページの6月14日の質問の中で、スクールロイヤー制度についての見解、導入

の検討についてということで質問が出たのですけれども、回答内容、どのような回答をしたのか、簡潔に教えていただければと思います。

【指導課長】

スクールロイヤーの導入につきましては、前回教育長も答弁しましたとおりで、検討しているところで、今進めているところでございます。

以上です。

【教育長】

よろしいでしょうか。

ほか。

佐藤委員。

【佐藤委員】

すみません。今でなくてもいいのですけれども、県のほうで何か、スクールロイヤーの制度をつくったということで、もし、また何かの機会にちょっと確認をさせてもらえれば、どういう形のもので、船橋市はというふうにする予定なのか、ちょっと確認ができればと思うんですけれども。

【指導課長】

これについては、後日説明させていただきます。申しわけありません。

【教育長】

また後から、説明させていただきます。

ほかに何か。

【鎌田委員】

7ページの木村議員の質問の中で、児童・生徒の安全についてというところなんですけれども、保護者による部活動の送迎等の把握状況ということなんですけれども、最近いろいろ高齢ドライバーの事故多発等、いろいろ出ていますけれども、ここはというふうにお答えになったのかということと、ここで保護者というのは、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんが送迎をすることによって、そこら辺のことも含めてということなのか。その2点ですね、教えてください。

【保健体育課長】

今回の木村議員のご質問は、以前の教育委員会会議でお話をいたしました、送迎によ

って、車が学校施設で損傷してしまったと、その案件からの質問でございました。

お答えとしましては、部活動送迎、基本的には学校には公共の交通機関を使って送迎するようにということでお話をさせていただきました。

以上です。

【鎌田委員】

すみません、そういうことだったんですね。特に、高齢のドライバーの云々とか、そういうところは、質疑には含まれていないということですね。

はい、理解しました。

【教育長】

ほかに。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（２）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、教育総務課のほうから、「船橋市の教育２０２０－船橋市教育振興基本計画－（素案）」についてご報告いたします。

資料は、別冊１と右上に記載された冊子でございます。お願いいたします。

この別冊の冊子を２枚めくっていただきますと、計画書の素案が始まります。

素案の６ページをご覧ください。

本計画は、教育基本法第１７条第２項に規定する教育振興基本計画と位置づけられるものです。６ページの一番下に、四角い枠で囲ってある部分に、教育基本法の抜粋を載せておきました。

まず、第１７条第１項において、国は、教育の進行に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定しなければならないと規定され、次に、第２項において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた計画を策定するように努めなければならないとされております。

続きまして、前のページ、５ページをご覧ください。

このページの中段の文章に記載させていただきましたが、国は、平成３０年に第３期教育振興基本計画を閣議決定しております。国の第３期計画では、改正された新しい学習指導要領の内容を反映させるとともに、２０３０年以降の社会の変化を見据え、多くの人が１００年以上生きることが当たり前となる、いわゆる人生１００年時代や、ＩＣＴを最大限に活用した超スマート社会、Ｓociety 5.0の到来に向け、新しい視点を取り入れ、さらなる生涯学習の推進に力を入れたものとなっており、今後の教育施策として継続して取り組んでいくものとなっております。

このような中、本市の教育振興基本計画におきましては、現行の計画期間が本年度末で満了することから、昨年8月、学識経験者や教員、市民から構成される船橋市教育振興基本計画策定委員会に計画書の原案を諮問し、ご審議いただきましたところ、7月8日に答申書とともに、お手元、この「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」の素案をいただいたところでございます。

なお、策定委員会は6回まで開催され、12名の策定委員が3つの専門部会に分かれ、各部会が担当する分野で教育委員会事務局の課長補佐級の職員で構成される庁内プロジェクト委員とともに、計画書の原案について審議し、ご意見をいただきました。また、専門部会の審議後は、全体会で計画書原案の全体を通して審議することで、答申としての素案をいただいております。

それでは、計画書素案における現行計画から、大きな変更点や新規拡充部分についてご説明いたしたいと思っております。

素案の9ページ、1、船橋の教育目標をご覧ください。

船橋市が目指すべき教育の姿である教育目標の1つ目は、生涯学び、活躍できる環境を整え、生涯学習社会を実現する、でございます。

現行の計画では、地域の教育力の向上を図り、生涯学習社会を実現するとしておりました。素案では、今後の人生100年時代の到来に向け、人生をより豊かに生きるために、生涯にわたって学習していただくだけではなく、その成果を地域社会での活動につなげ、一人一人が活躍していくことが、今後10年を通じ、より求められていくものとしております。そのため、活動、活躍の場を整えることに重点を置き、ふるさと船橋に愛着が持てる、生涯学習社会の実現を目指すこととしております。

次のページをご覧ください。

教育目標の2つ目は、自立して主体的に社会に関わることができる子どもを育成する、です。

現行の計画では、社会の中で協調し、自立できる子どもを育成するとしておりました。素案では、現在の社会は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展やたゆまない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、かつ急速に変化し、より予測困難なものになっていくとしております。子どもたち一人一人が社会や人生をよりよいものにしていくためには、予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、自ら考え、可能性を発揮すると、生きる力を身につけることが重要と考え、たくましく生き抜く子どもを育成することを目指すこととしております。

続きまして、資料の13ページをご覧ください。

教育目標の実現のための基本方針の主な変更点について、ご説明いたします。

本年5月に公表された本市の人口推計調査報告書によると、今後、本市の老年人口、特に75歳以上の後期高齢者については、団塊の世代の高齢化を受け、現状の7万4,000人から、令和10年には10万2,000人へと急増し、市民全体の15.5%

が後期高齢者となることを見込まれ、より豊かな人生をおくるための手段の1つとして、生涯学習はますます重要なものとなると考えております。このため、生涯学習に関する施策の充実を目指し、現行計画では、推進目標の1つであった生涯学習の推進を、基本方針1として設定しております。

次に、23ページをご覧ください。

施策の体系図でございますが、素案では、基本方針1、生涯学習の推進を図りますの一番下、推進目標の5に、生涯活躍できる環境の充実を掲げております。

先ほど教育目標のところでご説明いたしました、市民一人一人の生涯学習の成果を、地域社会での活動につなげ、活躍の場を整えるため、その下に施策として、1、市民の参加や協働の推進、2、地域で活躍できる人材の育成を位置づけております。

ここまで、主に生涯学習に関する説明でしたが、次に、学校教育の観点からご説明させていただきますので、恐れ入ります、5ページにお戻りください。

上から7行目の後段からの文章に記載しております、平成29年に新たな学習指導要領が告示され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から、順次全面施行されることとなります。

新しい学習指導要領では、先ほどの教育目標のところでご説明させていただいたとおり、グローバル化の加速度的な進展や人工知能の進化といった技術革新などにより、社会構造や雇用環境が急速に変化し、より予測が困難となる時代にあっても、未来のつくり手となるために必要な資質、能力を、子どもたちに育むことが必要としています。このため、従来の教員が何を教えるかという観点から、子どもたちは何ができるようになるのかという観点に、各教科等で育成を目指す資質、能力を整理し、それを育成するために、何を学ぶかとの指導内容を示し、さらに、どのように学ぶかについて、アクティブ・ラーニングの視点から学習過程の質的改善を図っております。

次に、63ページをご覧ください。

これらの学習指導要領の内容にのっとり、船橋市教育大綱の取り組みの1つである主権者教育の推進を、今日的な教育課題に対応する教育推進の施策4として、新規に掲げることとしております。

続きまして、裏面の64ページをご覧ください。

施策の5として、消費者市民社会の形成に参画できる子どもの育成を目指し、消費者教育の推進を新規に掲げております。

次に、お隣の65ページをご覧ください。

情報や情報技術を問題解決の手段として、児童・生徒の資質や能力を育てるため、主な事務事業の2番目に、プログラミング教育の推進を新たに上げております。

続きまして、72ページをご覧ください。

新しい学習指導要領の内容以外でも、本市教育委員会が力を入れてまいりました学校教育相談体制の充実というところで、主な事務事業として、スクールソーシャルワーカー

一配置事業を新規に位置づけております。

最後に、84ページをご覧ください。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制への構築を目指し、主に事務事業の1つ目に、働き方改革の推進を位置づけております。

以上、素案における現行計画からの主な変更点や、新規追加分について、ご説明いたしました。

今後のスケジュールにつきましては、この素案を土台として、さらに計画書案をブラッシュアップし、市議会に報告した後、本年12月にパブリックコメントを実施し、来年2月の教育委員会定例会に計画策定の議案として提出する予定でございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員】

5ページで、最初に説明してくださった新しい学習指導要領と、もう一つは、私も時々聞くんですが、Society 5.0、新学習指導要領の件は、何となく前々からいろいろご説明いただいたりしたこともあって、わかってはいるつもりではいるんですけども、もう一方のSociety 5.0というのは、割と急に出てきている感じがするんですよね。それが、どのくらいまで具体的にこの中で反映できるのかなど。

例えば、推進目標の5にしている生涯活躍できる環境の充実ということになると、Society 5.0が実現できるレベルって、5Gは当然ですけども、さまざまな段階があるじゃないですか。そういう市民協働とか人材育成とかという面だけではなくて、環境の充実って、ハード的な、インフラ的な環境とかというのを、入ってしまうとすごく、入るのかもしれないですけども、そこはすごく大変なところなんだなと思うんですけども、その辺は、余り大いなる期待があってもいけないし、こういう前提があるんだから取り組まなきゃいけないし、その辺はどうお考えなんでしょうか。

【教育次長】

鎌田先生おっしゃるとおり、このSociety 5.0というのは、国のほうで今後の日本のあるべき姿ということで打ち出されているものですので、まだ具体的に船橋の分野でどういうふうになっていくかというのは見えてこない部分もあると思うんですけども、ただ、やはり国としてそういう社会を作っていこうというような大きな流れがあります。

そして、今、総合計画を市のほうでも、全体の総合計画ですね、そちらのほうを今、策定途中ですけども、そちらの中でもやはり、このSociety 5.0の取り組み

を見据えながら、今後の市全体の総合計画もつくっていかうという動きになっておりますので、そういうことを踏まえて、それも念頭に置きながらということで、まだ具体的にこの教育分野でどのようにというところまではいかないのですが、ここを見据えて、頭の中に入れておきましょうというような形で書かせていただいております。

以上です。

【鎌田委員】

例えば、ご説明にあったプログラム教育とか、ああいう部分は、理数教育とか、そういったものもかかりますよね。ですから、現状でできるハード整備がどうというところに踏み込まずに、今できるSociety 5.0の準備みたいなことで位置づけられるものは、できるだけ引っ張っておいたほうが。そうしないと、Society 5.0だけ浮いて見える、目標年次が明確じゃない分、浮いて見えてしまうので、やっぱり国も、地方の一つ一つの取り組みを実例に上げていきたいんだと思うんですけども、そういう、余りお金をかけなくてもできる取り組み、Society 5.0に向けた取り組みみたいなものを、船橋が取り組んでいけたら、ちょっといいかなというふうに考えます。

【教育長】

ありがとうございます。

よろしく願います。

ほかに何かございますか。

【鳥海委員】

今、鎌田先生おっしゃられたSociety 5.0、国が唐突にいろんなことを言ってきましたけれども、この船橋の基本計画の中にも、一方でグローバルに活躍できる人材を育てるという命題があり、一方では地域でということが、かなり、世界と船橋ということが同じ1つの中に入っているわけですね。これ、決して矛盾じゃなくて、1つははずなんです。なので、これを1つにするような基本的な考えがあって、はじめて情報をたくさん得ることができる、短い時間で情報を得ることができる、夢のような時代とございますか、そういう時代だったりとか、スマートな教育なりとか、そういったことができる、時代に備えるためにも、せっきくグローバルと地域を一緒に語っているのですから、船橋としての構えというのは、やはりどこかで明文化すべきかなというふうに思うのが1つと、もう一つは、意見というよりも感想になりますが、非常に残念だったのが、例えば、自立、協調性、あるいは情操教育、こういったことにも、そういった言葉の陰に隠れて、恐らく、多項目にわたり隠れて必ず入っているはずなんですけれども、いわゆる社会貢献ですね、この言葉が前面に出ていないんですね、読ませていただいて。

ですから、船橋市の教育における自立というのはきちっと、見ると、自分で自分のことができてとかということですね、そうじゃなくて、弱者を救ったり、社会貢献できる人間を育てていく、それが船橋市民の自立なんだという意義とか、それを当たり前のこととして、それを目指して教育していく中で、やっぱり情操教育って絶対必要で、どういう貢献が、少なからずいろんな方面で社会貢献できるはずなんですけれども、どういった貢献がより価値があるのかという、願いといいますか、そういったものは、教育する側が意識してしないと、絶対にどこかで、短い時間でたくさんの情報を得る時代になったときに対応し切れなくなると思うので、その言葉が前面に出ていないのが残念であったという、感想でございます。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【鎌田委員】

今の鳥海委員のご発言、とても素晴らしいなと思って、私、さっき申し上げた Society 5.0というのは、グローバルな、スマートな社会をといるところだからこそ、主体的な学びとか生きる力とか社会貢献とか、そこのミッションの部分が大事にされる、そこは関連づけて強調されたら、それこそ Society 5.0の取り組みだみたいなくらい、言ってしまうもいいんじゃないかなというふうに思いました。

鳥海委員の発言に勇気づけられて、発言してしまいました。

【管理部長】

ありがとうございました。

先ほど、総務課長のほうからも説明があったように、この素案に対しては、まだまだブラッシュアップするところあるかと思います。今、鳥海委員、それから鎌田委員からも、いろいろアドバイスいただいたところなんですけれども、やはりまだ語り尽くせないところ、もっと語るべきところというところはあるのかなというふうに思っておりますので、今いただいたご意見を十分加味した上で、もう少しこのつくり、特に、20ページぐらいまでですね。20ページぐらいまでは理念を語る場所ですから、このところについては、これからも検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【教育長】

そうですね。今後10年を見据えてということなので、今、大事な部分を言っていただけではないかなと思っております。

ほかにかがででしょうか。

ここでは言い切れないでしょうし、また読んでいただいて、何かもしありましたら、教育総務課にご意見いただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、ここでとりあえず終わりにしたいと思ひます。

続きまして、報告事項（3）について、学務課、報告願ひます。

【学務課長】

市立船橋高等学校の令和元年度全国高等学校総合体育大会の出場について、ご報告いたします。

お手元の資料、本冊15ページをご覧ください。

今年度は、7月24日から8月20日まで、九州南部地方で開催がされます。出場種目は、体操競技、女子剣道、男子バスケットボール、陸上競技でございます。水泳競技につきましては、7月20日から開催されます関東大会に出場し、その結果でインターハイ出場者が決定いたします。

また、第101回全国高等学校野球選手権大会について、千葉大会が7月11日に開幕いたしました。市立船橋高等学校は、2回戦からの出場で、沼南高柳高校に10対0で大勝しました。3回戦は、本日11時半過ぎより鎌ヶ谷高校と対戦をしております、会議が始まる前の情報では、8回まで6対0で勝っているということで聞いております。

応援よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【教育長】

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（4）について、社会教育課、報告願ひます。

【社会教育課長補佐】

それでは、成年年齢の引き下げに伴う成人式の対象年齢の検討について、ご説明いたします。

お手元の資料の本冊、17ページをご覧ください。

成人式の対象年齢につきましては、対象年齢を定めた法律はなく、各自治体の判断に任されているところです。平成30年6月に民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする、民法の一部を改正する法律が成立したことに伴い、成人式の対象年齢を、これまでどおり20歳とするか、18歳とするか、検討する必要があります。

本市におきましては、今年の成人式出演者等からとったアンケート結果や、対象年齢を18歳とした場合、対象者が高校在学中であり、受験時期に重なることなどを考慮し、

対象年齢を20歳とする方向で、発表式も含めて検討を行っております。

18ページをご覧ください。

18ページの2番、成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議、成人式の時期やあり方等に関する分科会第5回をご覧ください。これは、法務省が実施した会議の資料を抜粋したのになります。

設問の2をご覧ください。

令和4年度以降に実施する成人式の対象年齢を教えてくださいという問いに対して、設問1で、既に方針を決定していると回答した67自治体中、2自治体が18歳、1自治体が19歳、61自治体が20歳、3自治体が21歳と回答しております。

次に、設問の3をご覧ください。

成人式の対象年齢を18歳、または19歳にした理由が問われており、成年年齢が18歳に引き下げられたから、法律上、大人として扱われることになる年齢の前後で成人式をすることにより、若者の自覚を促すことができるからといった理由が挙げられております。

次に、設問5をご覧ください。

こちらは、設問3とは対照的に、成人式の対象年齢を20歳及び21歳とした理由が問われており、理由としては、受験と重なり出席者が減少する、18歳で成人式を行った場合、実行委員会の活動時期と受験などの準備期間が重なり、新成人らが実行委員会に参加することが難しいなどの理由が挙げられております。

最後に、20ページをご覧ください。

3、発表した自治体と年齢設定の理由をご覧ください。

近隣市においては、松戸市が、大学受験と重なるなどの理由から、対象年齢で20歳と発表しております。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

大学に関係する者としては、20歳のほうが影響少ないと思うんですけども、逆に18歳のほうがいいというような積極的な理由だとか、19ページ下のほうにありますが、18歳で成人式をすると対象者が多くなり、会場の確保が困難は、そのとおりだなと思うんですけども、逆に言うと、18歳で呼びかけると、対象者が多くなって、より多くの人と一緒に祝うことができるという見方もできますよね、例えばですよ。

そういうように、18歳だと、私も思うんですけども、難しいんだろうなと思いますが、18歳がいいという3自治体はそうやっているわけで、これは何でそう、プ

ラスの理由が何かあったのかなという、それが、もしわかるようでしたら教えていただければと思います。

【社会教育課長補佐】

回答5の18歳で成人式を実施すると対象者が多くなり、会場の確保が困難となるからというところについてですが、こちらは、令和4年度に18歳で開催した場合、19歳と20歳と、3世代を同時にやらなくてはいけないという理由から、会場が困難だというふうに言われているところでございます。

18歳でやったほうが良いというところは、こちらの設問3のところに書いてあるところまでしか、情報としては今のところございません。

【鎌田委員】

船橋でも、どこかに意見を聞いたってありますよね。そのときに、そういうような意見ありませんでしたっけ、どこかにあったような。現在船橋においては、当該年度に二十となる者を対象に、ああ、そうか、特に調査をやっているわけではないですね。

【社会教育課長補佐】

資料の17ページの下にあるとおり成人式関係者アンケートということで、31年1月に行った新成人や、成人式のボランティア、それからPTA連合会の理事の方々にアンケートをとらせていただきました。その回答では、20歳で成人式をやったほうが良いというのが69%という結果となっております。

以上でございます。

【鳥海委員】

何か20歳のままというのって、ほとんど大人の都合と受験生の都合ですね、会場の都合とか人数の都合とか。成人式って、そもそも成人になったことを祝う、社会が祝い、自覚を促す、そういった会はずなんですね、ほとんどね。それで、いつが成人なのかということを議論する場ではないですから、ただ、法律が18歳と決めたら、本来18歳なんだろうって思うんです。

だけれども、私の個人的な意見です。だけれども、そこが大人の都合で、会場の都合とか受験とずらせばいいだけですから、受験終わってからにすればいいとか、成人の日に成人式をやろうという、その発想自体が、休日の名前を変えたっていいわけですし、幾つか本来ある法律の決まった方向に、大人の都合を合わせることができるとかということ、まず検討すべきで、恐らく成人を迎えるであろう方たちへのアンケートというのも、じゃ、卒業式のタイミングに合わせてやりましょうとか、何かこう、少し都合を変えてあげたら、恐らく考え方って変わってくると思うので、何かアンケートのとり方

とかものの決め方とか、船橋市は周辺各市って大好きですから、それで意見を集めるのはわかるんですけども、ただ、ちょっと基本的なものの考え方が、船橋市としてどうなのかっていうのが全く見えなかったり、策がなさ過ぎるなというのが、私の考えです。

【生涯学習部長】

生涯学習部長でございます。

ただいまのご意見、大変貴重なというか、とても勉強になる、ありがたいご意見でございます。私ども、アンケートを広範に、これから新成人を迎える子どもたち相手にはまだやっていないというのは事実でございます。成人式に参加していただいた新成人には行ってはいるんですけども、そここのところは、確かにおっしゃるとおり聞いていないということはございます。

また、本当に大人の都合なところがあるのはたしかなんですけれども、結構1年近くかかって実行委員会などで成人式に向けて準備をしてきて、そこに参加するということも、今とても大きな意義になっているところがございますので、18歳の卒業式の後だとしても、そういったことのできるのかというようなことは、子どもたちにとっても1つあるのかなというふうには思っております。

【教育長】

ほかにございますでしょうか。

【佐藤委員】

鳥海先生の話もちょっと聞いて、前から思っていることは、成人式をいつやるかといったら、それは18歳がベストなんです。18歳で、普通は成人してお祝いだから、18歳が当たり前です。だけど、いろんなことを考えて、私が一番思うことは、高校ぐらいまでは、ほとんどの人たちが大体船橋市、もしくは船橋市周辺にいるのが大体じゃないかと思うんですね。ただ、一気に18歳を過ぎ、高校を卒業した時点で、いきなりみんなばらばらになってしまいます。2年ぐらいたってから、もう一回みんなで船橋市に集まってっていうスタンスは、僕は、成人式という概念以上に、とてもすばらしいことじゃないかとは思っています。

ですから、船橋市的には、成人式はやらない、20歳に若者を集めるというスタンスでも、僕はある意味いいのかなと。ちょっと検討をいろいろしていただければなとは思っています。

【社会教育課長補佐】

ご意見ありがとうございます。

社会教育課でも、成人式という名称については、今後検討する必要があるというふう

に考えておりました、例えば、二十歳の集いなどという名称にすることも検討しているところですが。

以上です。

【教育長】

ほかに何かご意見がございますか。

それでは、続きまして、報告事項（５）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長補佐】

それでは、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画策定の進捗状況についてご説明いたします。

資料は、本冊の21ページをご覧ください。

まず、本構想・計画を策定するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、船橋市生涯学習基本構想・推進計画検討委員会を設置いたします。

次のページをご覧ください。

委員についてご報告いたします。

委員一覧の一番上から3番目までが、学識経験者の方々でございます。

1人目は、明石要一さんです。千葉敬愛短期大学の学長でいらっしゃいまして、文部科学省、中央教育審議会委員であり、同審議会生涯学習分科会の会長も務められております。また、本市市民大学校カリキュラム検討委員会で委員長も務めていただいております。

2人目が竹迫和代さんです。参画はぐくみ工房代表兼ファシリテーターでいらっしゃいまして、2013年には文部科学省全国生涯学習ネットワークフォーラム2013ワークショップで、トータルファシリテーターを務められました。2014年には、群馬県社会教育指導者養成社会教育推進セミナーをご担当され、同じく2014年に横浜市青葉区の地域福祉保健計画策定アドバイザーを務められました。

3人目が辻大士さんです。千葉大学予防医学センターの特任助教でいらっしゃいます。健康と暮らしの調査、JAGESの報告結果をまとめた際のメンバーでいらっしゃいます。平成30年に閣議決定されました教育振興基本計画において、今後の社会において、特に重要なテーマと言われている1つの長寿化に伴う人生100年時代の到来への対応がございます。辻先生には、特に健康の視点からご意見をいただきたいと考えております。

一覧の4番目、5番目は、生涯学習団体関係者の方々でございます。

1人目が小原智さんです。船橋市国際交流協会の幹事を務めていらっしゃいます。今後、グローバル化の進展によって、地域にますます外国の方が増加することが見込まれます。外国の方と地域の方の交流、地域に住む外国の方への生涯学習機会の提供なども、

テーマの1つとなってくることが考えられますので、小原さんには、特に国際交流の視点から、ご意見をいただきたいと考えております。

2人目は斉藤ゆき子さんです。社会教育関係団体でもあります船橋市合唱連盟の所属でいらっしゃいます。特に、文化的な視点でご意見をいただければと考えております。

一覧の6番目は、教育関係者で、船橋市中学校長会に所属していらっしゃいます高見美樹さんです。小室中学校の校長でございます。特に学校教育の視点から、ご意見をいただきたいと考えております。

一覧の7番目、8番目は、社会教育委員及び公民館運営審議会委員の方々でございます。

1人目が草野滋之さんです。千葉工業大学の教授でいらっしゃいまして、本市社会教育委員委員長を務めていただいております。船橋市生涯学習基本構想・推進計画の策定後、評価を行う重点事業について、社会教育委員会議に事業所管課の自己評価を報告した際、提言、助言を求め、その内容を所管課へフィードバックすることで、事業の推進を図っていくことから、社会教育委員のお一人でいらっしゃいます草野先生に、委員になっていただいております。

2人目が、本市中央公民館運営審議会副委員長でいらっしゃいます沼波規子さんです。公民館事業という視点に加え、青少年教育の視点からも、ご意見をいただきたいと考えております。

一覧の9番目、10番目は市民委員の方々でございます。市民委員につきましては、公募を行いました。船橋市に住民票がある18歳以上を対象として、1,000人を無作為抽出し、募集の内容を発送して候補者を募ったところ、男性17名、女性13名、計30名の応募がありました。5月22日に公開抽選を行い、男女1名ずつ公募者を決定いたしました。

1人目が河野祐隆さんです。2人目が平尾美佐さんです。市民委員のお二人には、市民の方の目線で、素直なご意見をいただきたいと考えております。

以上10名でございまして、10名のうち4名が女性ですので、本委員会の女性の割合は40%となります。

前のページに戻っていただきまして、次に、本構想計画策定の基礎資料収集のために、生涯学習に関するアンケートを実施いたしました。昨日調査票を発送しまして、今後こちらの計画の骨子案の作成に参考にしたいと考えております。

説明は以上です。

【教育長】

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

すばらしい委員さんたちですので、きっといい計画ができるんじゃないかなと思っております。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（６）から報告事項（１０）については、定例の報告事項でございますので、説明を省略したいと思います。もし何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（１４）、その他で、何か報告したいことがありましたら、お願いしたいと思います。

ないようですので、先ほど非公開と決しました報告事項（１１）から報告事項（１３）の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願いたいと思います。

（傍聴人退席）

【教育長】

それでは、報告事項（１１）について、学務課、説明願います。

報告事項（１１）「（仮称）船橋市立塚田第二小学校開校準備委員会について」は、学務課長から説明があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（１２）につきまして、施設課、報告願います。

【施設課長】

それでは、報告事項（１２）、令和元年第２回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明についてご報告いたします。

別冊２の３ページをご覧ください。

トイレ改修についての補正予算に関する報告となります。

２月の定例会でご報告しましたように、トイレ改修の総事業費を抑制できたことに伴い、改修を前倒しして実施することについて、企画財政部と協議中でございます。さらに、国が防災・減災、国土強靱化のための３カ年緊急対策として、国土強靱化関連事業を推進するとしていることから、国の財政支援制度を活用し、補正予算で対応することもあわせて検討しております。

補正予算の規模については、現在協議中ですので決定しておりませんが、令和元年第２回船橋市議会定例会に補正予算が計上される場合には、次回の会議で議案となりますので、改めてご説明させていただきます。

報告は以上でございます。

【教育長】

何かご質問ありますでしょうか。

【鎌田委員】

すみません、ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、国土強靱化関連事業、国の事業で、トイレ改修が強靱化というところに、ありがたいことなんですけれども、何でなんですか。ゆとり避難所かなんかで、そういう部分で充実していこうということなんですか。

【施設課長】

まさにおっしゃるとおりで、防災機能の強化につながるものと。

昨年、大雨による被害とかで避難所が設定されたりしたことに伴う事業、決定事項でございますので、避難所機能の強化という面でのトイレ改修ということになっております。

以上でございます。

【佐藤委員】

その関連事業の中で、系統を全部改修ができるようになるのですか。

【施設課長】

学校のトイレ全てが対象になっております。

以上です。

【佐藤委員】

トイレだけでなく、全てでしょうか。

【施設課長】

トイレの内部だけでなく、排水管から全て、給排水設備も含めて対象となります。

【教育長】

よろしいですか。

続きまして、報告事項（13）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項（13）、（仮称）船橋私立塚田第二小学校給食用厨房備品物品供給契約の締結について、ご説明いたします。

資料は別冊の3、1ページになります。ご覧ください。

(仮称)塚田第二小学校の給食厨房備品の入札が終わりましたので、ご説明させていただきます。

契約は、一般競争入札により7月10日に開札し、税込み5,060万円で同日株式会社ナカニセイサクショと仮契約を行いました。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要がありますので、令和元年第2回市議会定例会に議案提出させていただく予定でございます。

ご報告は以上です。

【教育長】

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、予定しておりました議案等の審議を終了したいと思います。

これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会

令和元年7月18日